

## 札幌市青少年山の家使用料減免取扱要領

平成7年3月20日教育長決裁

最近改正令和2年10月21日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、札幌市青少年山の家条例第5条第2項の規定に基づき、青少年山を家の使用料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 条例第5条第2項の規定により、使用料を減免することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が学校行事で利用する場合。
- (2) 特別支援学校及び特別支援学級（学校教育法「昭和22年法律第26号」第81条の特別支援学級をいう）の児童及び生徒が学校行事で利用する場合。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項による身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合。
- (4) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児156号）による療育手帳の交付を受けている者が利用する場合。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの利用者が当該施設の職員等により引率されて利用する場合。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条2の2に規定する障害児通所支援の利用者並びに同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園を除く）の利用者が当該施設の職員等により引率されて利用する場合。

- (8) 第3号から第7号に規定する者を引率する職員等又は介護者が利用する場合。
- (9) 市及び教育委員会（以下「委員会」という。）が主催し、並びに山の家管理業務を代行する団体が市と協定等を締結のうえ実施し、自然体験活動に係るボランティア指導者の養成を目的とした研修事業のために使用する場合であって、委員会が認めるとき。
- (10) 非常災害等の場合の避難場所としての使用等、公益上やむを得ない場合で委員会が認めるとき。
- (11) その他委員会が前各号に準ずると認める場合。

（減免額）

第3条 前条に規定する利用料の減免額は全額とする。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。